

設置及び管理条例は、きたる三月一日をもちまして廃止いたそうとするものでございます。

なお、武道館の公用が廃止された後の建物の用途でございしますが、これにつきましては市の予防衛生センターといたしまして本施設を改良いたしまして利用することになっております。

以上、簡単な説明でございましたが、よろしくご審議いただきます。まして原案とありご可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（応答なし）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案ヤ十一号については、委員会及び付託及び討論を省略し、原案とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から

所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案ヤ十一号は原案とあり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程ヤ四議案ヤ十二号西多戸農業共済事務組合規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。経済課長森田進君

（経済課長森田進君登壇）

○経済課長（森田進君） ご指名をいただきましたので議案ヤ十二号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

昨年十二月定例会におきまして農業共済事業を福生市が行なうことについてご議決いただきましたが、去る一月三十一日付をもって東

京都知事の公示により正式に農業共済事業の施行団体になりましたことを冒頭にご報告申しあげます。

十二月定例会におきましてもご説明申しあげたのでございますが、今回の西多良地域を対象としての農業共済事業の広域化につきましては、東京都の指導によりまして年々減少していく多良地域の農業を背景として、本事業を共同処理することにより効率的な運営をはかるべく準備を進めてきたところであります。昭和四十八年度から一部事務組合方式により事務処理できる見通しがついたので、ここに提案申しあげた次でございします。

次に各条項にしたがいましてご説明いたします。

オ一章此章は総則でございまして、この中には組合の名称、組織市町村、事務所的位置等が規定されております。組織団体

については西多良地区の九市町村であり、行なう事務につきましましては農業共済災害補償法に基づく農業共済事業の事務の共同処理であり、事務所は青梅市役所に置くこととするものでございします。

式字削除

式字削除

オ二章につきましましては組合議会の規定でございまして、議員定

数については十八名として、選出については関係市町村から二名ずつ選出し、その二名については関係市町村におきまして選挙により選出していただくものとしてございします。また、議長及び副議長に

つきましては、組合議会におきまして組合議会の議員のうちから選挙によって選出しようとするものでございします。

オ三章につきましましては組合の執行機関についての規定でございまして、組合に管理者を一名、副管理者を二名、収入役を一名置き、管理者及び副管理者につきましましては、組織市町村の長が互選により選出し、収入役については組織市町村の収入役の中から管理者が議会の同意を得て選任しようとするものでございします。また、組合の事務を処理するために事務局

を設置あるいは事務局長以下の職員について規定してあります。監査委員につきましましては二名を置き、組合議会議員、学識経験者から一名ずつを選出していただきまして議会の同意を得て選任し、議員については議員の任期、学識経験者について

は三年の任期にしようとするものでございます。

オ四章につきましましては組合経費の支弁方法でございすが、組合の経費につきましましては関係市町村の分賦金その他都の支出金、加入者の賦課金等で処理していこうとするものでございす。また、組合の事業で欠損を生じた場合には、関係市町村でその欠損分について負担しようとするものでございます。

次に附則でありますが、附則につきましましては組合規約でございすので都知事の認可が必要でございす。都知事の認可を得てはじめてこの規約が施行されるということでございます。また、当初でございすので、先ほどの規約の中でもふれましたけれども、管理者が関係市町村の長の互選によってきまるわけでございすが、それまでの間、現在まで準備を進めてきました準備委員会の委員長をしております青梅市の市長が管理者の事務を代行しようとするものでございす。

以上、非常に雑ぱくでございすが説明を終わります。慎重ご審議をいただきましてご可決くださいますようお願いいたします。

いたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君か

ら所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案オ十二号は原案とあり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程や五議案や十三号福生地区消防組合の解散について、日程や六議案や十四号消防の事務委託については関連がありますので一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 総務課長高水求君

（総務課長高水求君登壇）

○総務課長（高水求君） ただいまご指名がございましたので、議案や十三号及び十四号についての提案理由の説明に入らせていただきたいと思います。

議案の説明に入る前に、現在までの消防署の設立から現在までの経過、東京都へ委託する理由といえますかメリット、都の受託に關する方針等につきまして若干の説明申し上げてみたいと思います。

福生地区の消防組合につきましては議員各位におかれましてはすでにご承知のことと思ひますけれども、昭和四十三年六月一日に東京消防庁から署長ならびに次長の二名の派遣職員をいただきました。

通字訂正

通字訂正

て、当初は福生町の消防署を設立すべく鋭意努力してきたわけでございますが、たまたま消防署というものは一町で設置するより広域的な視野に立つて消防本部を設置したほうがよかつという当時東京都の行政部の指導がございまして、翌昭和四十四年三月十五日、福生、羽村、瑞穂の三町をもちまして福生地区消防組合の設立が認可されたわけでございます。それから後も議員各位のご協力によりまして、現在のような一署二出張所、ポンプ車、化学消防車等を含めまして六台という堂々たる消防署ができたわけでございます。職員は現在八十名をもってこれらの運用にあたり、ついでございまして、しかし、時代の趨勢はより強力な消防行政を必要とする時代となりました。消防の広域化というものが強く要請される時代になつたわけでございます。組合議会の内部におかれましては、早期に東京都への委託が強く要請されてきた次第でございます。これらの消防委託事務につきましては、昨年九月三十日の全員協議会におきまして消防委託の方針ならびに方法等につきまして資料

等をお配りし、大かたのご説明を申しあげておきましたので、その点についてはご理解をいただいていることと拝察いたします。次でございいます。

それから東京都への委託をするメリットというものにつきましては、私がここで申しあげるまでもなく議員各位におかれましては十分ご理解のことと思ひますけれども、一応ここで申しあげてみますならば、大規模な災害あるいは特殊な災害、それから交通戦争というような、今次非常に救急業務の激増というようなものに対処するためには、こういう小規模な組合ではある程度限界があるというふうなことで、この際東京都へ委託することによつて、東京都の責務としてこれらの火災の予防鎮圧あるいは救急業務にあたつてもう一つということにございいます。具体的には、都へ委託した場合には東京消防庁の管轄下に入りやハ方面に所属するわけでございいます。消防署はそういう管轄のもとに大災害あるいは異常災害の場合、東京消防庁の総力をあげてこれらの鎮圧にあたらうということになります。一方、平常時の火災予防の

面におきましては、消防の査察あるいは原因の究明、危険物の調査や対策などがより専門的に行なわれることが期待されるわけでございいます。また人員の強化につきましても現在八十名の職員で運用されているわけでございしますが、これが委託になりますと、大体昭和四十八年度におきまして東京都は九十九名の消防職員を予定しております。それで三級事業所というものに格づけされる予定でございいます。三級事業所に格づけされますと現在の陣容がどう変わるかと申しますと、現在の次長制度が廃止されまして課長制度になります。そして現在一名の司令が四名となり、これが課長にあたる予定となっております。係長に相当する司令補は現在三名でございしますが、これが九名から十名程度に増員されるのではないかと申します。それから主任にあたる士長も現在九名でございしますが、これが十三名から十五名くらいに増員されるのではないかと申します。これが昭和三十八年度で職員の勤務体制が三部制を完了する

予定になつてゐるようでございますが、多岐地区においては昭和四十九年度から三部制が実施される見通しのようでございます。そうなればさらに人員も現在の二、五倍ぐらゐにふくれあがるであらうと思われれます。

また昭和五十年年度におきましては多岐地区の消防署は三級事業所から二級事業所に格上げされまして、署長がいままで司令長であつたのが、いふなれば消防署^監という一級上のものになるわけですが、定員の関係で消防署^監が配属されな場合には、いわゆる部長クラスの消防署長がこれにあたりとしたいまして係長も一級すつ上の者があつたといふことになり人員も強化されるのではないかという見通しでございます。また職員^の確保、教育、訓練というものにつきましては、東京消防庁にいままで単独の自治体消防として東京消防学校にお願ひしてこれらの訓練や教育を依頼してゐたわけでございます。先ほど申しあげましたように、委託することによつて東京都の責任にありてこれらの人員の確保、教育、訓練にあたりますので非常に充実するのではないかと思ひます。また人事の

面におきまして、人事移動の円滑化や広域化によります消防職員の昇進の道もいまより広がるのではないかと考えられる次第でございます。また施設、設備につきましても、東京消防

庁の基準によりましてかなりの水準に引き上げられると思ひますが、そういうものに比してその負担が比較的低い額で賄われるのではないかというふうに考えられます。と申しますのは、前

もつてお配りいたしました資料をご覧になればわかりますとおり、昭和四十六年度の実績におきましては東京都が三八%程度の都費を投入してあります。残りの六二%をそれぞれの市で負担してゐるという現状でございます。

それから都の受託に關する方針でございますけれども、お手元に「福生市羽村町及び瑞穂町の消防事務受託に關する方針」というのが横書きのプリントで印刷してございますが、これはかねてから政治的ならばに事務的に昨年度の当初から東京都とこの受託につきましていろいろ折衝してゐたわけでございますが、本年

一月十二日、東京都より正式に受託に關する考え方が披瀝された

わけでございますが、受託の時期といたしましては昭和四十八年四月一日をもって東京都に引き継ぐということでございます。受託事務の内容といたしましては、消防団に関する事務ならびに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除いた一切の事務を東京都に受託するということであります。受託の方法といたしましては、これから受託の規約等を審議していただくわけでございますが、全くいままでの十七市の受託方法と同様な方法で行なうということでございます。それから問題は経費の負担でございます。すけれども、要するに、市町村の消防というものは消防組織法でもきめられておりますとあり、市町村の固有事務になっておりますので、原則としては市町村の全額負担ということが法の主旨でございますけれども、これらについては国ならびに都の補助というものも仰いで現在までやってきたわけでありす。経費の負担につきましては、昭和四十八年度当初の委託費といたしましてここにむずかしいことが書いてございますけれども、いわゆる地方交付税によって算定されます福生市の常備消防に要する

費用を昭和四十八年度に納めるということでございます。大体基準財政需要額の常備消防費は七千七百二、三十万円になるうかと思います。かりにこれを東京都に委託しないでこのまま組合で存続していったらどうかかるかということをおおむね試算してみますと、~~松原~~松原費を除きますと福生市はおよそ八千三百万円から八千四百万円ぐらい負担するようになるのではないかと考えられます。それでしからば東京都へ委託した場合に地方交付税の交付率がその分だけ減るのではないかとすることは全く関係ないことでございます。委託しようかしまいがそれは市町村本来の事務でございますから福生市のほうへくるわけでございます。それから昭和四十九年度以降の取り扱いについては全く十七市と同様な方法でいくわけでございます。申しおくれましたが、来年度の経費の負担については昭和四十五年度に東村山市が委託してあります。それが全く同じ方法で、東京都といたしましては前に受託した市と比較して同じ負担でやっていただくとということでございます。それで昭和四十九年度以降の取り扱いにつきましては

十七市と同様な方法でございすが、十七市と同様な方法とはどういうものかと申しますと、これは委託している十七市で三多良地区消防運営協議会というものを結成してありまして、その代表と東京都で三年に一度ずつ経費の負担割合について協議が行なわれていさうでございすが、昭和四十八年度からこの負担方法が変わるわけでございます。目下東京都と三多良地区消防運営協議会の交渉委員会とで交渉しているようでございますけれども、その考え方といたしましては、東京都からの受託の消防署を管理運営していくために年額の経費を東京都において算出いたしまして、それを委託市と都で何%ずつ持ち合うかということが交渉の焦点のようでございます。いふならば東京都で従来どおり先ほど申しあげましたとおり昭和四十六年度の実績を見ましても三八%程度東京都が持つてありますので、それを下回らない範囲でよろしく十七市の三多良地区消防運営協議会も交渉しているのではないかと。うやむやによりますと、三多良地区消防運営協議会では東京都で半分出せ、あとは受託市のほうで持つという

ことで折衝しているようでございますけれども、なかなかその辺のところかむずかしいということでございます。いずれにいたしまして

も過去において東京都が三八%を負担しているとう実績がありますので、それを下回ることはいさうということでございます。

したがしましてこれらの市が負担する経費を、今度は各市が基準財政需要額に案分して負担するというのが四十九年度以降の方法であります。それから退職手当の問題でございますけれども、

現在の福生地区消防組合の職員はそのまま東京都の消防職員として引き継がれるわけでございますが、それらの退職手当については当然東京都市町村退職手当組合から支払われる相当額を東京都に納入いたしまして、それらの退職手当を福生地区消防組合から引き継いだ職員にも退職時にそれを通算するといふようなことに相なるわけでございます。それから財産

の引き継ぎでございますけれども、これはいままでもさうでございましたが、委託事務の管理の用に供する財産——要するに建物とか土地それから消防の器具機具、機材というものについては

無償で都へ譲与するという事でございます。地方債につきましては現在三月末で一億三千四百万円程度でございますけれども、それは一市二町で今後返済していくわけでございますが、最終年度は昭和七十一年三月で返済が完了することになっております。一番長いので二十五年返済というふうなものもあります。大体毎年返す額が一千六百四十万円程度になろうかと思えます。それから職員を引き継ぎでございしますが、先ほど申しあげましたとおり、職員は東京都にその在職期間を通算して引き継ぐ、給与につきましては東京都の人事委員会で決定した東京都の消防職員と同じ格づけでございします。現在福生の消防署の職員は東京都の消防職員と同じ給与表を使っておりますので、これについては大きな問題はないと思えます。それから階級につきましては現在の階級をそのまま引き継ぐというふうなことが現在東京都から示された受託に關する方針でございします。これらにつきましては過日の二月一日に福生地区消防組合議会が開かれまして、ただいま私が申しあげたようなことを全員協議会で説明申し上げます。

あげまして全員異議なく了承された次第でございします。

以上が議案説明に入る前の説明でございします。

それでは議案第十三号につきましてご説明申しあげますが、ただいま申しあげましたような観点から消防組合の事務の委託につきまして、組合から委託するのではなく、いわゆる前もってご配付してあります地方自治法の抜すいのとおり、地方自治法第二百五十二条の十四によりまして、普通地方公共団体はその普通地方公共団体の事務について規約を議決して他の普通地方公共団体へ委託できるということになっておりますので、まずこの福生地区消防組合を昭和四十八年三月三十一日限りで地方自治法第二百八十八条の一項の規定により解散するということの議会の議決をいただくということでございます。

続きまして議案第十四号の消防事務の委託についてが始まるわけでございますが、先ほども申しあげましたとおり、これらは規約を定めて議決するという事でございします。この規約文につきましては東京都と関係市町と協議いたしましてできたもの

のでございすけれども、これも過去に委託した市と全く同じものでございす。

東京都議会におきまして、今月下旬に開かれる予定でございすので、全くこれと同文のものが提案され可決される見込みとなっております。

それではただいま東京都の受託の方針をご説明申しあげましたが、それを踏まえてこの規約はできておりますので、先ほど申しあげましたことと重複する点は割愛させていただきます。説明申しあげます。

オ一条の委託事務の範囲でございすますが、先ほど申しあげたとおりでございす。

オ二条は経費の負担方法で先ほど申しあげたとありでございす。

オ三条は収入の帰属でございすますが、当然の措置として手数料等は乙の収入となるというところでございす。

オ四条でございすますが、委託事務にかかわる分の経理を明確にしておいて、オ五条に規定するように収入、支出の明細

をそれぞれ甲の長に通知してくれということ、それから過不足が生じたときは、それを甲が翌年度において調整するということで

すが、先ほどちょっと申し落しましたけれども、昭和四十八

年度における十七市の負担割合は先ほど申しあげましたような方法できめてやるわけですが、それらの負担割合は一応決算において精算するというところでございすので、それらの決算において過不足が生じた場合には翌年度において調整するということのようでございす。

オ六条の条例の制定、改廃でございすますが、東京都におきまして委託事務の管理について適用される条例、規則その他規定を制定、改廃した場合は、甲の長に通知しておくというところでございす。

オ七条の規定は当然の措置でございまして、警防の立場からいくなれば水利施設はいずれも良好な状態で管理してあくというところでございす。

オ八条は委託事務の管理についての細目を意味しているわけ